

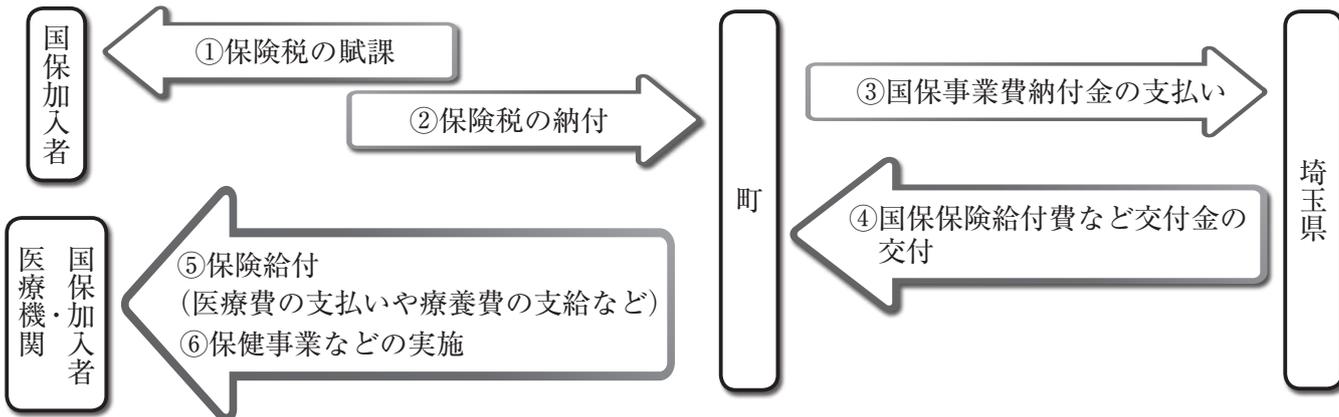


皆野町けんこう大使
み～な

国保からの お知らせ

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、町が保険者となって運営していますが、平成30年度からは、県と町が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



町役

- 被保険者証の発行などの資格管理
- 標準保険税率を参考に保険税率を決定
- 保険給付の決定・支給
- 保健事業の実施など

県の役割

- 市町村ごとの
 - ・国保事業費納付金を決定
 - ・標準保険税率を算定・公表
- 保険給付など必要額を市町村に全額交付 など

Q&A

Q何が変わるの？

A県と町が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額医療費の多数該当の算定が変更となります。

Q何が変わらないの？

A●各種申請や届出は、これまでどおり町民生活課窓口で手続きをします。

(例：医療費の請求、職場の健康保険に加入した場合など)

- 住所異動をした場合、町民生活課窓口へ届出をします。
- 保険税の納税通知書は町から送られます。
- 保険税は町に納めます。

Q保険税額はどうなるの？

A●県は、町が保険税を定めるに当たり、参考となる標準保険税率を町に示します。

- 町は、県で示した標準保険税率を参考に保険税を決定します。

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

*40歳以上75歳未満のかたは、必ず年に1回特定健診を受けましょう！

定期通院中のかたへ

定期的に通院し検査(血液・尿検査など)をされているかたは、特定健診を受けていなくても、この検査データを町へ提供していただくことにより、特定健診を受診したことになり、Minapoのポイント加算になります。重複して検査をする必要がなくなりますので、対象となるかたは、町民生活課にお問い合わせください。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232